



福岡医発第340号(学)

平成15年5月12日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次



日本医師会生涯教育制度と
学会専門医制度認定・更新単位との互換性について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり調査結果がまいりました。

日医生涯教育制度は、学会専門（認定）医制度をもつ学会と単位互換を行っております。指定基準、単位数等は学会によって異なりますが、日医生涯教育「修了証」を、学会専門医資格認定更新のための単位（点）として指定しており、別添の26学会専門（認定）医制との間に単位互換が成立しております。

つきましては、貴会会員に本件につきましてご周知いただきたくご高配方お願い申し上げます。

(生7)
平成15年4月30日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会
常任理事 櫻井 秀也



日本医師会生涯教育制度と
学会専門医制度認定・更新単位との互換についてのお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます
生涯教育制度の推進につきましては、平素より貴職のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、本会の生涯教育制度は、学会専門（認定）医制度をもつ学会と単位互換を行っています。すなわち、日医生涯教育制度においては、各学会の講演会等は3単位の位置づけとし、学会専門医制度においては、指定基準、単位数等は学会によって異なりますが、都道府県医師会および日本医師会主催の講演会・講座等ならびに日医生涯教育「修了証」を、学会専門医資格認定更新のための単位（点）として指定しています。

つきましては、ここ2年、各学会で認定医から専門医への呼称変更や、資格認定基準および資格更新基準の見直しが進められていることを鑑み、この度、専門医認定制協議会（平成15年4月より日本専門医認定制機構に改組）加盟の学会を対象に本会生涯教育制度との関連について再調査いたしました。

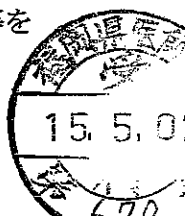
その結果、現時点で、下記の26学会専門（認定）医制との間に単位互換が成立していることを確認いたしました。互換内容については別添の一覧表に記載してございます。

本件について、貴会会員に対し、周知していただきますよう、貴職の特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 内科学会, 2. 眼科学会, 3. 小児科学会, 4. リハビリテーション医学会,
5. 整形外科学会, 6. 医学放射線学会, 7. 泌尿器科学会, 8. 産科婦人科学会,
9. 老年医学会, 10. 消化器外科学会, 11. 消化器病学会, 12. 耳鼻咽喉科学会,
13. 形成外科学会, 14. リウマチ学会, 15. 皮膚科学会, 16. 温泉気候物理医学会,
17. 心身医学会, 18. 病理学会, 19. 臨床検査医学会, 20. 糖尿病学会, 21. 大腸肛門学会,
22. 小児外科学会, 23. 輸血学会, 24. 肝臓学会, 25. 感染症学会, 26. 消化器内視鏡学会

注：1～8 は、日医と文書等により取り決めを行った学会。9～26 は文書による取り決めは行っていないが、各学会の専門医制度施行規則等に日医、都道府県医師会の生涯教育講演会・講座等を学習業績単位（点）として取り入れている学会



日本医師会生涯教育制度と学会認定医制度との単位互換について

- ・日本医師会と文書等の取り決めを行った学会〔8学会(No.1～8)〕 なお、平成6年に成立した外科学会との互換性はなくなった。
- ・文書等による取り決めを行っていないが、各学会の認定医制度施行規則等に日医生涯教育講座等について触れている学会〔18学会(No.9～26)〕
- ・※のついている学会の専門医はSubspecialityの学会で、内科、外科、小児科、またはそれに相当する学会の専門医資格を有する者が取得できる資格である。
- ・各学会が設定している日本医学会総会参加単位について、および年齢による永続資格については言及していない。

平成15年5月8日現在

No	学会名	呼称	認定更新に必要な単位数等	互換の内容	取得率等	単位取得の証明
1	日本内科学会	認定内科専門医	認定内科医：5年間に25単位 (内科学会が主催するものだけで取得すること) 認定内科専門医：認定内科医更新の上にさらに50単位(合計75単位)	都道府県医師会主催の講習会等(年3回、内科学会の審査を経て事前に指定された講座に限る)：1回2単位	5年間で25単位まで取得可能[取得率(25/75)=33.3%]	参加証
2	日本眼科学会	専門医	5年間に100単位	日本医師会生涯教育修了証(コピー)：1枚2単位	5年間で10単位取得可能(発行年で過去5年間有効となる)。 [取得率(10/100)=10%]	生涯教育修了証
3	日本小児科学会	専門医	5年間に100単位(小児科学会指定講演会への出席30単位は必須)	日本医師会生涯教育修了証：1枚5単位、都道府県・郡市区医師会主催の研修会(事前に指定された講座で、修了証取得に用いた参加証と重複しないこと)：1回3～5単位	生涯教育修了証は5年間で2枚10単位まで	参加証および生涯教育修了証
4	日本リハビリテーション医学会	認定臨床医・専門医(=指導医)	10年間に40単位	都道府県医師会主催の研修会(事前に指定された講座)：1回1単位	10年間で20単位まで取得可能[取得率(20/40)=50%]	参加証
5	日本整形外科学会	専門医	6年間に36単位	都道府県医師会主催の研修会(事前に同学会の自己申告単位研修会注として指定された講座)：1回1単位 注：医師会主催の研修会は、整形外科学会専門医資格継続のための「自己申告単位研修会認定申請書」を整形外科学会事務局から取り寄せ、指定を申受ける手続きが必要。開催4ヶ月以上前申請を厳守のこと。	1年間で1単位まで取得可能[取得率(6/36)=約17%]	参加証
6	日本医学放射線学会	専門医	5年間に60単位	日本医師会生涯教育修了証：1枚2単位	5年間で10単位取得可能(発行年で過去5年間有効となる)。 [取得率(10/60)=約17%]	生涯教育修了証
7	日本泌尿器科学会	専門医	5年間に100単位	都道府県医師会主催の研修会(泌尿器科関連の講座)：1回3単位認定	5年間で2回(2枚の参加証)で5単位取得可能	参加証
8	日本産科婦人科学会	専門医	5年間で日産婦学会の研修出席単位150単位	都道府県医師会主催の研修会(事前に指定された講座)：1回10単位 設定取得単位が150単位に満たない場合に、日医および地区医師会主催の研修会で事前に指定されていない産婦人科領域の講座等への参加や学会発表、論文執筆、医師会活動などの地域医療に貢献する活動などが参考条件になる。	特に規定なし	学会指定シール
9	※日本老年医学会	専門医	5年間に50単位	日本医師会の生涯教育企画(都道府県単位の企画も含む)及びそれに準ずる企画で老年学会が認めたもの：1回2単位	特に規定なし	参加証
10	※日本消化器外科学会	専門医・指導医	学会の業績基準に定められた学術集会、講座等に5年に5回以上参加し、うち学会総会1回以上と教育集会2回以上が必要。	日本医師会生涯教育講座(消化器外科関係に限る)：5年間で2回まで	5年間で2回取得可能[取得率(2/5)=40%]	参加証
11	※日本消化器病学会	専門医	5年間に30単位(うち学会の総会・大会、本部教育講演会・支部教育講演会のいずれかに1回以上、もしくは支部教育セミナーに2回以上出席が必須)	日本医師会生涯教育講座(消化器病関係に限る)：1回2単位	特に規定なし	参加証
12	日本耳鼻咽喉科学会	専門医	7年間に350以上(1年間に50単位以上)注：更新時期を5年とする計画を現在検討中である。	日本医師会、都道府県・郡市区医師会が主催する耳鼻咽喉科領域の生涯研修：1回5単位(2ヶ月前までに申請すること)。著書、論文学会発表、研修会講師も勘案される。	特に規定なし	参加証
13	日本形成外科学会	専門医	1年平均30単位以上(年間最低15単位)、6年間に180単位	日本医師会生涯教育講座：1回4単位	6年間で24単位取得可能[取得率(24/180)=13%]	参加証
14	日本リウマチ学会	専門医	5年間に60単位	日本医師会生涯教育講座：1回1単位	特に規定なし	参加証

No	学会名	呼称	認定更新に必要な単位数等	互換の内容	取得率等	単位取得の証明
15	日本皮膚科学会	専門医	6年間に120単位	都道府県医師会主催の研修会：1回2単位	6年間に12単位取得可能(1年に4単位以内)[取得率(12/120)=10%]	参加証
16	日本温泉気候物理医学会	認定医	5年間に20単位	日本医師会生涯教育研修会(温泉療法等の内容)：1回1単位	特に規定なし	参加証
17	日本心身医学会	認定医	5年間に50単位(うち25単位以上は心身医学会関連の企画に参加すること)	日医、都道府県医師会の生涯教育企画(事前に認定医制委員会が認めたもの)：1回3単位	特に規定なし	参加証
18	日本病理学会	専門医	5年間に100単位	日本医師会生涯教育研修会(人体病理学関連)：1回5単位	特に規定なし	参加証
19	日本臨床検査医学会 (旧：日本臨床病理学会)	専門医	5年間に50単位(うち25単位以上は臨床検査医学会が企画したものの参加であること)	日本医師会生涯教育研修会(臨床検査医学関連)：1回2単位	特に規定なし	参加証
20	※日本糖尿病学会	専門医	5年間に30単位(うち20単位以上は学会関係の単位を取得すること)	医師会主催の講演会で「単位を認定する学術集会に関するガイドラインに沿ったもの」：1回1単位 注：「単位を認定する学術集会に関するガイドライン」の内容は、糖尿病関連の内容であること、主催に製薬などの企業が関与していないこと、時間が3時間以上であること、3ヶ月前に申請すること、などである。	特に規定なし	参加証
21	※日本大腸肛門学会	専門医	5年間に30単位	医師会主催の教育講演・セミナー(大腸肛門病学関連)：1回1単位	特に規定なし	参加証
22	※日本小児外科学会	専門医	5年間に研修会を5回	日本医師会生涯教育講座(小児外科に限らない学術集会)	5年間に2回まで取得可能[取得率(2/5)=40%]	参加証
23	日本輸血学会	認定医	5年間に50単位	日本医師会生涯教育講座(輸血関連)：1回2単位	特に規定なし	参加証
24	※日本肝臓学会	専門医	5年間に30単位(学会の総会・大会、支部会等出席5単位が必須)	日本医師会講演会(肝臓関係地方会も含む)：1回1単位	特に規定なし	参加証
25	※日本感染症学会	専門医	5年間に50単位	5年間感染症の診療や学術活動に貢献した者：20単位	特に規定なし	日本感染症学会 評議員、所属施設 設長、地区医師 会長、保健所長 等が発行する証 明書
26	日本消化器内視鏡学会	認定医・認定専門医	5年間に30点以上(うち学会関係分は20点以上必要)	医師会教育講演(消化器関連)出席：1回2点、同演者：2点	特に規定なし	参加証